

周防大島町告示第79号

令和4年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年5月10日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和4年5月16日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

令和4年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和4年5月16日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年5月16日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第1号))(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第3号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第11 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））（質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第2号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第3号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第11 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（12名）

2番 栄本 忠嗣君	3番 白鳥 法子君
4番 竹田 茂伸君	5番 山根 耕治君
6番 岡崎 裕一君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

1番 山中 正樹君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 浄孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中元 辰也君	産業建設環境部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	重富 孝雄君	上下水道部長	……………	山本 正和君
統括総合支所長	……………	岡本 義雄君			
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	……………	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和4年第2回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

山中議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事に入る前に、さきの3月定例会で任命同意した、星野朋啓教育長より発言の申出を受けておりますので、これを許します。星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 皆さん、おはようございます。星野朋啓でございます。教育長の任命につきまして御同意をいただき、誠にありがとうございます。

藤本町長の勇気そして決断に応え、職員とともに周防大島町の発展のために全力で取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様からの御指導と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。（拍手）

○議長（荒川 政義君） 星野教育長におかれましては、周防大島町の教育行政の先頭に立っていただき、今後とも、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は会議規則第127条の規定により、4番、竹田茂伸議員、5番、山根耕治議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、報告及び専決処分の承認並びに補正予算に関するものについて御審議をいただくため、令和4年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告1件、専決処分の承認を求めることについて4件、補正予算に関するもの2件の合わせて7件であります。

報告第1号は、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理いたしましたことを報告するものであります。

議案第1号は、大島庁舎に電源を供給するための非常用自家発電設備に損傷があることが確認されたため、直ちにエンジンのオーバーホールに係る経費を措置するために、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、令和4年度の当初予算に続く第2弾として、既定の予算に2億434万8,000円を追加し、予算の総額を140億9,223万5,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用し、PCR検査機器の整備と継続した感染対策を講じるためのものでございます。

議案第4号周防大島町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分をいたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第5号周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正につきましては、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分をいたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものでございます。

議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分をいたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、報告第1号和解及び損害賠償の額を定める専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号専決処分について御報告申し上げます。

令和4年2月18日に日良居漁港用地内において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、令和4年4月19日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、大字日前1950番地2地先、日良居漁港用地内の道路を車両が通行中、通過した側溝の蓋がめくれ、車体に接触し、右前輪と車体の右側を損傷したものでございます。

なお、損害賠償の額は22万7,040円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から、令和4年4月26日に全額支払われましたので、御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第5. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

電力会社からの電力供給が停電した際、大島庁舎に電源を供給するための非常用自家発電設備におきまして、エンジンの吸気用インペラに損傷が発生して、自動的に発電機を稼働させることができない状態が定期点検において確認されたため、直ちにエンジンのオーバーホールに要する経費を予算化する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に788万7,000円を追加し、予算の総額を138億8,788万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、18款繰入金1項基金繰入金として、財政調整基金から788万7,000円を取り崩し、今回の補正予算に係る財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費、大島支所管理経費におきまして、大島庁舎非常用自家発電設備の不具合に対応するための工事請負費788万7,000円を計上いたしております。

以上が、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 故障の経緯というんでしょうか。いつ故障があるのが判明し、いつ、その対策ちゅうか、業者のほうへ委託したのかというところを、ちょっと補足説明をお願いします。

それから、工事請負費ということになってはいますが、何かちょっと内容にもよるんでしょうけれど、修繕費かなという気もするんですが。これが工事請負費になるというところを、その修理の内容とあわせて工事請負費として計上するんだというところを、ちょっと分かりやすく説明していただきたいと思います。

それと、もう1点は、ほかの庁舎というんですかね、自家発電を備えている主な庁舎について、点検はなされているのかどうか。その辺を説明してください。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

今回の発電機の損傷について起こった経緯でございますが、令和4年2月22日に、電気保安協会による庁舎の非常用自家発電設備の起動試験において、エンジン始動を行ったところ、エンジンの回転数は上昇したが十数秒後に回転数が減速し、大きな異音を発生したためエンジン停止をいたしました。

外部点検では異常が認められず、発電設備内部の異常と判断し、発電設備製造業者による対応が必要と判断されました。

このことから、令和4年3月16日に設備点検を行った結果、ガスタービンエンジンの吸気側の1段インペラが破損していることが、点検により確認されました。これにより、設備運用再開のために、ガスタービンエンジンの交換が必須となったものでございます。

次に、工事請負費の内訳でございますが、発電機のパワーセクションのオーバーホールということでございまして、作業費、整備済みパワーセクションの交換、パワーセクションの運搬費、一般管理費といったことが工事の内容となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前9時47分休憩

.....

午前9時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問の工事請負費に計上した経緯でございますが、損傷したパワーセクション、エンジンにつきましては、全て交換する必要がありましたので、新たにエンジンを据えようということで工事請負費の計上といたしております。

それから、他庁舎の発電機でございますが、電気工作物につきましては保安協会の点検を必要としておりますので、現在、他庁舎において、点検において異常の発生は報告を受けておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前9時50分休憩

.....
午前9時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私がお聞きしたのは、これが修繕費ではなく、何で工事請負費なんですかと。要するに、予算区分のあり方の問題なんで、そこは明確に答弁できるんじゃないかなと思うんですけれど。

工事請負費だから工事請負費ですよっていうのじゃ、何でもありになってしまうから、そこはこういうものだから、工事請負費ですよというところが説明できるんじゃないかと思うんですけれど、あくまでもそう言い切られるんなら、しょうがないんですけれど。もう1回、その辺を詳しく、何で工事請負費になるのかというところが、私分かりませんから、分かりやすく説明していただきたい。

それと、この発電機の業者に、恐らく発注したんだろうと思うんですが、その工事の内容がこれで、この788万7,000円ですよというのは、その業者に見積りを依頼して実施したということなんでしょうけれど、それは比較っていうんですか、もうその業者でないとできないものなのか。

それと、必ずガスタービンを交換することが絶対だったのかどうか、ほかに方法はなかったのかどうかって、そういったところの検討はされた上での、この実施だと思いますが。その辺の状況を教えてください。

それと、他庁舎も点検されているっていうことなんですけれど、それを年に1回とか、どれぐらいの頻度でやられているのか。その辺も御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

工事請負費とした経緯でございますが、今回、修繕も可能かということは業者と検討してまいりましたが、据置きのまま修繕ということがもう不可能ということであり、全てエンジン部分を交換するというので、新たなものを置き換えるということで工事請負費としております。

それから、この修繕の方法はほかにも可能性があるか検討したかということでございますが、本町の非常用自家発電設備は庁舎建設当初に導入されたガスタービンによる発電設備であり、修理するエンジン部分と他の部分の互換性が必要不可欠であることから、製造メーカー以外に今回の工事を行うことができないため、随意契約とするものでございます。

他庁舎につきましては、消防法の点検もしくは電気保安協会の点検の結果によるものというふうに理解しております。

以上でございます。（「頻度は」と呼ぶ者あり）大島庁舎でまいりますと、消防の点検が年2回と、保安協会の起動発電試験が2か月に1回でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） かなりの頻度で点検されているっていうことは、ほかの庁舎も含めて、現状では問題ないということではよろしいのかどうか。その辺ももう1回御答弁ください。

それと、修繕費ではなく、新たなものを置き換えたから工事請負費だと、何となく分かるんですけど。このガスタービンっていうのは、じゃあ、その状況が私、よく分からんので。

発電機自体を、もうそっくり取り替えたのか。最初の説明じゃあ、その中の部品を取り替えたという、一部を取り替えたというのかなと思ったんですけど。その発電機自体を取り替えて据え替えたということではよろしいのかどうか。

それと、今、随意契約ということなんですけれど、いつものように見積りはほかの業者からは取っていないということなんですか、取るべきだと思いますが。そうしないと、この788万7,000円という金額が妥当なものかどうか、その妥当性の裏づけがないので、そこは、どうであったのか、取っておられるんだろうと思うんですが。ガイドラインでは、随意契約の場合も2者以上から見積りを取るというふうに町のほうで決められておりますので、それは当然、守られたということではよろしいのかどうか、そこも確認をさせてください。

御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 田中議員からの御質問でございますが、今回の工事による工事箇所につきましては、非常用自家発電設備全体ではなく、メンテナンスを考慮した自家発電設備になっておりまして、エンジン部分と発電部分とが分離された形になっておりますので、今回につきましては、損傷が発生しましたエンジン部分のみの工事で、交換というふうにしております。

それから、今回、随意契約でございますが、このエンジン部分の工事につきまして製造メーカー以外に担当することができませんので、見積りににつきましては導入業者1者となっております。

それから、他庁舎につきましても、損傷がないように点検はしておるところでございますが、不測の事態に備えて、今後しっかり管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。（「現状ではないんですか」と呼ぶ者あり）現状ではございません。

（「問題ないのか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）と、日程第7、議案第3号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化し、収束の気配が見えない状況が続いており、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用し、令和4年度当初予算に続く第2弾となる新型コロナウイルス対策事業にかかる関係経費の補正を行おうとするものでございます。

主なものといたしましては、全町民へ地域振興クーポン券を交付する事業や漁業者への燃油価格高騰対策支援事業のほか、小中学校の特別教室に空調設備を設置する事業などでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に2億434万8,000円を追加し、予算の総額を140億9,223万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,186万5,000円を計上しております。

また、18款繰入金1項基金繰入金として、財政調整基金から4,248万3,000円を取り

崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

次に、歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきまして、保健衛生対策事業では、感染予防対策のため、必要に応じて抗原検査を行うための抗原検査キット購入費892万9,000円の計上でございます。

保健総務一般経費は、感染予防対策に必要な消毒液等の購入費94万3,000円の計上でございます。

3目環境衛生総務費の衛生・清掃施設等感染症予防経費は、斎場や環境センター等施設の感染予防対策強化のため、除菌オゾン発生装置や非接触顔認証検温システム購入費47万9,000円の計上でございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費の漁業燃油価格高騰対策支援事業は、3,176万6,000円を計上いたしております。

この事業は、原油価格高騰により、経済的影響の大きい漁業者への負担軽減を図るため、漁業用燃油の購入費の一部を支援するもので、対象者は町内に住所を有する漁業協同組合員とし、町内で漁業用燃油を給油する場合、1リットルにつき20円差し引いた額で購入ができ、差し引いた額につきましては給油業者へ支援金として交付する予定としております。

11ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきまして、地域経済活性化支援事業は、地域経済の活性化及び物価高騰への生活応援といたしまして、町民1人当たり5,000円のクーポン券を交付するための経費7,782万円の計上でございます。

なお、クーポン券につきましては、1人当たり500円券を10枚交付し、そのうち7枚は登録店舗全店で利用できる共通券とし、3枚は地元商店専用券とすることとしております。

公共施設管理維持体制強化事業は、公衆トイレ清掃にかかる感染予防対策用品の購入費や観光施設における感染予防対策をさらに強化するため、非接触顔認証検温システムを増設するための経費等209万4,000円の計上でございます。

12ページをお願いいたします。

8款消防費1項消防費4目災害対策費は、災害時等に開設する指定避難所11か所における感染予防対策を強化するため、空気清浄機購入費として332万8,000円の計上でございます。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきましては、学校教育一般経費は、小中学校におけるオンライン体制強化を図るためのタブレット購入費や、小中学校の修学旅行が実施できなくなり、キャンセル料が発生した際の経費として、706万2,000円を計上いたしております。

小学校施設改修事業は、音楽室や図書室等の特別教室に空調を設置するため、実施設計業務等の委託料及び工事請負費に必要な経費を計上し、さらに工事請負費には、学校屋内の水道蛇口ハンドルをレバー式に交換する経費も盛り込んでおり、合計で5,233万4,000円の計上となっております。

また、中学校施設改修事業におきましても、特別教室の空調設置工事や学校屋内の水道蛇口ハンドルをレバー式に交換する経費として1,187万6,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費の社会教育振興経費は、社会教育施設及び社会体育施設における感染予防対策を強化するため、トイレ及び洗面所の水道蛇口をセンサー感知型やレバー式に交換する経費として271万7,000円の計上でございます。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる病院事業特別会計への繰出金でございますが、防護具やアルコール消毒液等感染予防対策用品購入経費及びPCR検査機器整備費に対しての一般会計繰出金500万円を計上しております。

以上が、議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第3号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

この予算は、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用し、PCR検査機器の整備と継続した感染対策を講じるため補正するものです。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量について定めるもので、当初予算に計上しておりました整備予定のPCR検査機器について、調達見込額の減額により1万8,000円減額補正し、合計で9,350万6,000円を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に対する一般会計からの繰入れにより、2ページをお願いいたします。収入合計で348万6,000円増額補正し、49億5,222万1,000円を見込んでおります。

支出につきましては、継続した感染防止対策のため、マスク等の個人防護具、アルコール消毒液などの整備として、支出合計で348万6,000円を増額補正し、49億5,220万3,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入につきましては、先ほど業務の予定量で触れました医療機械備品の減額と、財源を企業債から支出金へ振り替えることにより、3ページをお願いいたします。合計で8万6,000円減額補正し、1億461万4,000円としております。

支出につきましては、医療機械備品の減額により、合計で1万8,000円減額補正し、9億1,730万3,000円としております。

第5条の企業債につきましては、支出金への振り替えにより、4ページをお願いいたします。合計で160万円を減額補正し、1億310万円としております。

第6条の他会計からの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用について一般会計からの繰入れを見込んでおり、合計で500万円を増額補正し、12億6,515万5,000円としております。

附属資料といたしまして、5ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第3号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 1点だけお伺いいたします。

地域振興クーポン券でございますけれども、この要綱というものが多分あるかと思うんですけれども、これは何月何日時点での住民票登録になるのかを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の基準年月日ですが、令和4年4月1日付で住民登録がある方というふうになっております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。

令和4年4月1日付ということでございますけれども、今日は令和4年5月16日です。今日議決をするのに、遡ってクーポンが交付されるというふうな発想になってしまうんですけれども。

先日、窓口で令和4年5月6日の日に、転入者を1人連れてきて、窓口で手続を行いました。その一方、隣の窓口では転出者、20代の若者が転出の手続をされておったわけなんですけれども。

令和4年4月1日付となりますと、令和4年5月6日に転入された方には、このクーポンは交付されず、令和4年5月6日に転出した若者には、このクーポンが交付されるというふうな矛盾

が起ってしまうんですけども、これはこれで正しいのか。施策としていいものかどうか。

議決は、今日されるんだと思います。令和4年5月16日です。令和4年4月1日に町内に住民票がある方に交付される。令和4年3月議会で、事業承継者支援のことがあったと思うんです。1件当たり20万円の支給、支援されるということでございます。

これは、過去に遡って支援されないのかという質疑があったかと思うんですけども、これは議決後の令和4年4月1日からの支援に限られるということでございました。ちょっと矛盾を感じるんですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 吉村議員の気持ちは、よく分かります。（笑声）

しかしながら、どこかで基準日を、まず設けなければならないというのが1点。

それと、この5月の補正に計上するには、内部の事務的処理もありますけれども、令和4年4月27日までに補正予算額を確定しなければなりませんので、令和4年4月1日付が適切じゃないかというふうに考えております。

それから、人口の集計を月締めで行っておりまして、毎月月末に集計を取りますから、令和4年4月末日といいますか令和4年5月1日での予算計上額の確定もありかなと思いますが、先ほど申し上げました、令和4年4月27日までに予算計上しないと、この補正予算の議会上程が間に合いませんので、令和4年4月1日としたところでございます。

それから、事業承継者についてはできない、令和4年4月1日以降というのは、やはり令和4年度予算ですので、令和4年4月1日からの執行というふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） はい、分かったような、分からないような気もしますが、あくまでも議決は今日でありますので、私は今日現在の住民票登録者に執行されるべきであるものではないかなというふうには思っておりますが、そういう事情もございましょうから、取りあえずは一旦、納得をいたしまして、質疑を終わります。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 漁業燃油価格高騰対策支援事業についてなんですけれど、燃料の高騰により、漁業者の皆様は大変御苦労されているものとお察しいたします。燃油代支援の素早い対応、大賛成でございます。

ところで、農業関係についてですが、農業資材、ハウスとかマルチとかそういったものに使用するビニールっていうのは、この最近、新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて4割ぐらい高騰しております。今後とも大変高騰すると、メーカーのほうからも言われておりまして、高騰する気配でございます。

肥料農薬なんかも、かつてないほど高騰しております、中でも輸入のリン酸なんかというのは、当初の4倍近い値段になっております。今後、値上がり、農業者の皆様への悪影響の具体的データをちょっと集めさせていただこうと思いますが、農業に関してもこのような支援を今後、御検討いただけるのかどうかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 岡崎議員の御質問についてですが、昨今の燃油、いわゆる燃油代の高騰というのは、農業者それから漁業者、商工業者のみならず、町民皆さんに影響は出ていると思います。さらに、円安であるとか物価の高騰であるとかでいうことは、十分、理解しております。

このたび、なぜ漁業者への燃油支援に踏み切ったかと言いますと、先ほどの岡崎議員の農業でも燃油を使う場合がありますが、特に漁業は、燃料を使わないと漁ができない、沖へ出られないという状態であります。

その中でも、漁業者の経費の中の20%から25%が、燃料代というふうにも言われております。もう1つが、魚価を販売価格に転嫁できない、漁業者さんは、ですから、そういったことを考えて、まず漁業者の燃油対策に踏み切ったというところでございます。

それともう1つの大きな理由が、令和3年の確定申告のデータが整いまして、それを見ますと、令和2年と令和3年の比較を見ますと、農業、漁業、サービス業、小売業、飲食業で見ますと、漁業以外はすべて増収になっております。合計ですけれども、漁業だけが令和2年に比べて減収という数字が出ております。これは、非常に大変な状態だというふうに思っております。

それともう1点、ある漁業協同組合のデータによりますと、令和元年度の漁獲量が令和2年度には半減しております。しかし、令和3年度には従前の漁獲量には戻ってきてはおるんですが、そこまで行っていない。

それと、特筆しなければいけないのは、令和元年度は46経営体あったものが、37経営体になってしまっている。いわゆる漁業者自体が減っているという状況が見て取れます。報道等でもよくお耳にするとと思いますが、漁に出れば出るほど赤字になるというような状況は、第1次産業である漁業を守る立場としては看過できないと思、今回の支援に踏み切ったところでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。数字をいろいろ教えていただきまして。

ただ、農業のほうも価格に当然、転嫁できません。まだちょっと、数字をきちんと出していないので、これは今後出していこうとは思いますが、恐らく収入のほうもかなり厳しくなっ

ておるのではないかと考えております。これも数字を出して、またお話を伺わせていただこうと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 11ページの地域振興クーポン券業務のことで、ちょっとお尋ねいたします。

地域振興クーポン券を出していただくのは、大変、私もいいことだと思うのですが、委託料の7,552万2,000円ですかね。ちょっとこの辺の詳しい内容を、少し教えていただけたらと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の委託料7,782万円の内訳ということでございます。（「委託料の内訳です」と呼ぶ者あり）ああ、すみません。委託料の内訳です。

委託料の内訳としましては、商工会議所に事務委託をしますので、その郵送料であるとか印刷代、それから人件費等を計上しております、その合計が152万2,000円というふうになっております。（「議長、すみません。よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 失礼しました。1つ大事な金額が漏れておりまして。地域振興クーポン券の、いわゆる換金代7,400万円もこの委託料の中に入っておりますので、合計が今の委託料というふうになっているところでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。最初の説明にありました、印刷代とか郵送料は、委託料には入っていないということなんですけれど、7,400万円を引いたということ、110万円ぐらいが本当の委託料という解釈でよろしいんですね。

今まで地域振興クーポン券、3回ぐらい出たんですかね。そのときと、ちょっと前の数字を捉えていないんですけれど、こういう業務が慣れてくるというのは、いいのかわかりませんが、

前回の数字は、ちょっと私も把握をしていないんですが、それよりは同じぐらいなのか、そこらあたりはどんなんですかね。今までと同じような金額になっておりますか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） こういった地域振興クーポン券については、令和2年度、令和3年度にも実施をしております。令和2年度については、1人3,000円分でありましたが、昨年度、令和3年度と今年度は1人5,000円ということで、計上しております。

ですから、令和3年度と比較して同等の経済効果であるとかいうことは見込めるというふう

思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 2点質問したいと思います。

まず、先ほども出ました地域振興クーポン券の件で、今回は、共通券とそれから地元商店専用券というふうに分けて出されるということで、これは今までと違うところかなと思います。

そのところは、共通券というのはコンビニエンスストアであったり、ホームセンターであったりという、そういう全国チェーンといいますか町外に拠点がある、本社があるようなところで使えるもの。それから、地元商店専用券というのは、地元、周防大島町内に本社のある、そういうところで使える券と、そういうふうな理解しております。

それで、今回そのうちの7枚が共通券、3枚が地元商品券となっております。私の感覚だと、もうこれは半々にするべきではないのかなと。それは感覚です。ただ、これ7枚と3枚に分けられた理由というのを、その7対3になっている、そういう比率になっている理由というのを教えていただければと思います。

それから、もう1点が、教育費で今回、新型コロナウイルス対策で使われております。学校に、小学校、中学校で対策を打っておられる。これはすばらしいことだと思います。特に、昨今、感染者数の年代別の割合を見ていきますと、10代の方が非常に増えております。10代以下の方が非常に増えております。ここのところに対する対策というのを、これからは重点的に行っていくかなければならないのではないかと、私も考えるところであります。

学校は非常に手厚くなって行って、これはすごくすばらしいことで、そのとおりにやっていただきたいんですが。社会教育のところ、子供さんが学校から帰ったときに集まる場所、それは公民館であったり、児童館であったり、図書館であったりいろいろあると思います。

その町の場所において、今回はトイレの蛇口ですとかそういったところの改修となっております。ほかにも学校なみにいろんな対策を打っていく必要があると思うのですが。今回の予算には反映されておりませんが、そのあたりの今後のお考えについてお聞かせをいただければと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の中の地域振興クーポン券の部分についてお答えをいたします。

山根議員御指摘の7対3の割合についてです。ここは、執行部でも非常に割合については悩んだところでありまして。これは過去の実績を検証してみますと、当然、初めての試みですので、前回は区分はしておりませんでした。

その中でも、いわゆる地元商店と大型店という言い方をさせていただきますけれども、区分がない中でも地元商店で使用していただいたのが25%から26%あります。残りが大型店ということになるわけですが。じゃあ、このデータを基に比率を幾つにするかというのが難しいところでございますけれども。

区分がなくても、3割弱の方が利用していただいている状況を鑑みると、3割という条件をつけることによって、それ以上の効果は見込めるのではないかなということが1点。

もう1つは、今回の地域振興クーポン券については、経済対策と町民の方の生活支援。この物価高の中の意味合いもあります。ですから、使用される方の不便さは、ちょっと防がなければならぬというふうに考えております。

また、地区によっては、商店が少ない、無い地区もございますので、その辺をいろいろ鑑みて、今回は7対3という割合で上程をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 山根議員御質問の、社会教育施設関係の新型コロナウイルス対策対応の充実でございますが。

これまでも社会教育施設に限らずですが、消毒液等の設置はもとより、検温機器の整備もしてまいっております。

また、このような消耗品的なものについては、引き続き令和4年度の当初予算について予算計上しておりますので、そういった安全対策といったことについては、引き続き実施していこうということしております。

また今回、学校もそうですが蛇口について。特に公民館等については、学校と違って不特定多数の方が利用されるということもございます。そういったことを考えて、このたび学校とあわせて整備していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 地域振興クーポン券の比率について、よく分かりました。ただ、今までの使用率が、地元商店が25%から26%、大型店が75%ということですね。

使う側からの利便性というのも、私もよく分かります。ただ、今回、地元といいますか、商業振興の支援ということであれば、もっと地元商店を手厚くしてあげるということも必要ではないかなあという気もいたします。

ただ、これは今後、いろいろ検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、社会教育施設の件もよく分かりました。引き続きしっかりと対策を打っていただいて、

また新たな換気装置であるとかそういったものも、いろいろ検討もしていただければと思います。
ありがとうございました。私のほうからは以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 失礼いたします。たくさん質問が出て、活気のある臨時会でございます。

私からは教育について、ひとつ教育長も代わったということで質問させてください。この説明資料2から見たほうがいいと思うんですけども、一番上にあるタブレット、これが各小中学校に10校、1台ずつということで、現状11校あると思うのですが、タブレットが行かない1校はどこなのか。そして、これは恐らく次年度の統合を見据えた上で10校に絞っていらっしゃると思うのですが、タブレットが行かない1校を教えていただきたいのと、昨年、公務用のパソコンが、ある程度そろっていると思うんですけども、そもそも10台はどなた用のものなのかと、公務用のパソコンあるいはタブレットが全ての学校にきちり整っているのか。さらには生徒に関しても、その辺りが整備されているのか。その辺をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、このたびのタブレットでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての整備になりますので、今回、購入するものについては令和5年度の学校数といいますか、東和地区の小学校が統合しますと、令和4年度は11校になってしまうのですが、国庫補助金の関係があるというところで、10台という算出しております。

また、児童生徒のタブレットについては、基本的には、数的には1人1台端末が実現できております。ただし、防衛省の補助で購入した古いタブレットについては、本年度から少しずつではございますが更新的なことをしようというふうを考えております。また、教職員用については、一部、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の関連事業であります学校保健特別対策事業という事業の中で、各校の実態に応じ、事業等に係る教員用の端末を購入している学校もございます。管理職、校長については整備されていない状況ですが、校長先生においても児童会とか生徒会活動での行事の資料提示だとか、校内研修等々に用いることが実態としてはございます。このため、児童生徒への学習保障や教職員の人材育成にもつながるということから、今回、校長用の端末整

備をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。今、お言葉にもありました、平成27年、平成28年、ここで買っているiPad、これが機種更新、もう保証の対象外になっていくと思うんです。ここも早めに御用意いただいて、現状、恐らく中学年以上は、ある程度、行き届いていると思うのですが、相変わらず低学年のところには届いていないというのを聞きしております。ここは早急に、この予算とは別で進めていただきたいなど。全て公金に頼ることなく、ある程度は一般財源からもやっていかないといけない事業なのかなと思っております。

あとは、今回、新型コロナウイルス感染症の補正が様々ついておりますが、私は賛成すべきものが大半でございますし、特に先般、たまたま東和の陸上競技場に行って、あそこがまだ蛇口です。あれが恐らく変わるんであろうというので、これを見てうれしいなと思った限りでございます。

ただ、先ほど、ここも質問しようと思ったんですけども、後ろに座っていらっしゃる尾元議員、プロがいらっしゃるのので、この工期というか、どれぐらい時間がかかるのかということも、直接聞きしてクリアになりましたので、少しでもこれで新型コロナウイルス感染症の対策ができたらなと思っております。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億6,186万5,000円と、繰入金が4,248万3,000円とありますが、まず、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がいつ決定して入ってきたものなのか。その辺のスケジュールを教えてください。

それから、地域振興クーポン券について、先ほど同僚議員から質疑がありましたが、まず、令和4年4月1日基準ということに対して、令和4年度予算だからということであれば、令和4年度中の登録住民に配付するべきではないかなと思いますが、その辺の切り分けというか、お考えを、なぜ令和4年4月1日にしたのかというところ。どこかで線引きしなきゃいけないというのは分かりますが、だったら別に、その一時点だけではなく、令和4年度の予算だからというのであれば、令和4年度中を対象にすべきではないかなと思いますが、それについて御答弁をお願いします。

それと、これまで2回地域振興クーポン券が配付されていますが、これについて、例えば何%でも結構なので、使用率の実績を教えてください。

それから、もう1点、地域振興クーポン券について、これも同僚議員からの質疑でありました

けれども、町内外の区別をする意味というのはどこにあるのか。店舗の登録制なので、もう登録した店舗は使えるわけですから、そこであえてこちらが配付する、地元内外というのを3割、7割で切り分ける必要がどこにあるのか。その辺を御答弁ください。

それと、抗原検査キットというのがありますけれども、これはどういうふうに使われるのか、運用方法を簡単に結構ですので御答弁ください。

それから、燃油対策、これも燃油価格高騰対策ということなのですが、これも先ほどからも答弁でありましたけれども、議論の視点があまりにも広範にわたり過ぎているのかなと、漁獲量とか経営体の問題というのは燃油対策の今回の問題とは切り分けて考えるべきなのかなというふうに思いますし、仮にそうであれば、もっと大胆な支援策が必要なんじゃないかなと考えられます。

船は燃料がないと出せないからということで、漁協組合員に支援するということなのですが、船があるからということであれば、船を持っている漁業者に対する支援でいいんじゃないかなというふうな気がします。そこを漁協組合員全員が対象という理由とともに、これも先ほどから質疑で出ておりますが、ほかの業種の方、燃油高騰対策というのであれば、影響の大小はあれ、皆、直接的、間接的に影響を受けているはずなんです。であれば町、行政、自治体として、その支援策を漁業者だけに限定するというのは、公平性に疑念が残るのかなと、燃油価格高騰対策であれば、もちろん支援の程度に差はあっても、そこは業種を限定せず、全業種、農業者でも先ほどありましたように、ハウスを造ってやられている方とかは、すごい影響があると思うので、ここで先行して漁業者だけを燃油高騰対策として支援しなければならないという理由を、もう1度御答弁お願いします。

それと、教育委員会のほうで、空調整備が必要なんでしょうけれども、それを今回の5月補正で上げる理由。なぜ5月補正なのか。なぜ当初予算ではないのか。

それと修学旅行のキャンセル料、これも同様の、なぜ5月補正なのかというところを御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が入ったのかというような御質問についてお答えいたします。

令和3年12月27日付で内閣の地方創生推進室より令和3年度補正予算を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて事務連絡があり、本町への交付限度額が、先ほどもございましたように1億9,300万2,000円でございます。このたびの令和3年度補正予算分による交付分の1億9,300万2,000円につきましては、令和4年3月末での事業を実施することが困難で厳しいため、全額繰越しにより令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策への実施事業へ充当することとしておりまして、令和4年度当初予算では、そのう

ち3,113万7,000円を計上しており、残りの金額につきましては、この臨時会において補正予算で計上しているところでございます。実際、国からの補助金については、実績に基づいて交付されることとなっておりますので、現時点においては、まだ入ってきておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員の質問にお答えいたします。

抗原検査キットの配付対象でございますが、陽性者が発生した施設等において、保健所が特定する濃厚接触者とならなかった接触者で感染に対して不安がある方、それから施設等で濃厚接触者が自宅待機を解除され、事務に従事する場合、それからクラスター防止、感染防止のために特に必要と判断した者となっております。なお、無症状の方が対象となり、症状のある方は検査キットを使用せず、かかりつけの医療機関を受診していただくようになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の、まず地域振興クーポン券についてお答えをいたします。先ほどの吉村議員と同様の趣旨、なぜ令和4年4月1日を基準とするのかということでございますが、先ほど申し上げた以上でも以下でもないのですが、予算計上において何枚発行するのか、幾らでなきゃならないのかという確定基準日を令和4年4月1日としたところでございます。令和4年4月1日の数字が計上するに当たって一番最新であるという理由からでございます。

それから、地域振興クーポン券の過去の利用率でございますが、令和2年度が95.3%、令和3年度が95.9%の利用実績になっております。

それから、店舗による区分でありますけれども、前回、同様のクーポン券、同様のものを実施しましたが、いろいろな御意見をいただきました。大型店舗だけに利用が集中していて、小規模な店舗には行き渡っていないのではないかと御指摘も数多くありました。確かに、真の平等性というのがどこにあるかという問題にもなりますけれども、広く町内経済、皆さんに行き渡っていただきたいということで、まずは7対3という区分で今回は実施をすることとしたところでございます。

それから、燃油対策についてですが、まず、船を持っている人でいいのではないかと御指摘です。船を持っているというよりも、町の大事な第一次産業である漁業が、先ほど数値でお示ししましたがけれども、非常に厳しい状態、衰退している状態である。ですから、手当とかいうこと、今までだったら一律幾らの支援とかいうことではなくて、言葉は大げさかもしれませんが、漁業を復興していただきたい、漁に励んでいただきたいという思いから漁業活動で使用した燃料

に対して支援をすることとしたところでございます。

それから、燃油の高騰対策なら全業種ではないのかという御指摘ですが、先ほど少し確定申告についての数値でお示ししましたけれども、明らかに打撃を受けていらっしゃる。ただ、ほかの業種も業種ごとに増収にはなっていますが、増収された件数と減収された件数は、ほぼ拮抗しております。漁業者だけが、2倍から3倍の方が減収しているということでございます。ですから、燃油の高騰は、先ほども申し上げました、町民皆様に価格の高騰であるとか影響が出ているというふうに考えておりますが、第一次産業である漁業を守るべく、支援を決定したところでございます。先ほど言いました確定申告により、ほかの業種は増収していますけれども、増収業者、減収業者が拮抗しているということで、地域振興クーポン券として全体の産業に対して支援ができたというふうに考えたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 御質問の学校の特別教室の空調整備を5月補正にした理由はということでございますが、学校の特別教室については、一部の5校ですが、整備されていない学校があります。実は令和3年度に同交付金事業で使用頻度の高い理科室については整備をさせていただいたところでございます。まだ未整備の特別教室もありますが、財源等を考慮し、また、学校の要望に応じて整備をしたいという考えでございましたので、このたびの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として本補正予算へ計上させていただいたものでございます。

それから、修学旅行のキャンセル料についての補正のタイミングでございますが、2校の中学校が5月中旬に修学旅行を計画しております。延期や中止によりキャンセルが発生する場合、本交付金の対象となるということがありますので、このたび5月補正に計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） これまで参与のほうからそれぞれお答えをさせていただいたところなんですけれども、私のほうからまとめさせていただくと、このたびの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのが、何でも使っていいというものではなくて、こういったものだったらいい、こういったものだったらだめというような制約が実はありまして、私も、もっと人が集まれるような公園の整備とか、そういうことも言ってみたのですけれども、そういうことはそぐわないというふうなことがありました。ですので、こういったものは使っていいというものを、例えば本年度予算のほうで組んでいるものを組み替えられないのかですとか、そういったあらゆる可能性をもって検討して、このような形をつくったというところは御理解いただきたいと思っております。

その中の1つが、支援の地域振興クーポン券であります。確かに現金でお配りをするほうがよいのではないかという意見、これもまた今後、検討してまいるとともに、このたびは7対3という共通券の割合をつくりました。やはり町民の皆様の声の中には、それほど近くに小さいお店がないので行きづらい、使いづらいという声をいただくこともあるかと思えますけれども、やはり事業者の方が新型コロナウイルス感染症で大変痛手を負っておられます。ですので、新型コロナウイルス感染症を機に、事業をやめようかなというような方もおられるわけです。そういった方にも町民の皆さん、どうか御協力をいただいて、3割に当たるものをぜひとも御利用いただいて、地域の事業者の皆さんのために御活用をいただければ何よりと思っております。

そして、燃油の支援についてであります。こちらも農業者、商工業者の皆さんも痛手を被っておられるのは、もちろん承知しております。農業においては、ハウスがあつたり、またお花を育てるにも燃料がかかる、また耕運機にも燃料がかかるということも、もちろん検討した上で、まずは漁業の皆さんに支援をしていこうというところでもありますので、御理解をいただければと存じます。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことなんですが、交付決定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がつくことは令和3年度の時点から分かっていた話で、であれば何で当初予算に組み入れないのかなという思いがあります。何で5月補正なのかというのがあるのと、4,200万円ほど財政調整基金から繰入れて、これは足りないから、4,248万3,000円は必要だけど新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象にならないものということでもいいのかどうか、そこを御答弁ください。

それと、地域振興クーポン券については、予算に計上する根拠として令和4年4月1日基準の人口の数値ということなんですけれども、であれば今後、運用で変わっていくと実績はどうなるんですか。令和4年4月1日基準にこだわらないということでもいいのかどうか。その辺をもう1回御答弁をいただきたいのと、7対3の部分の小規模店舗というか地元の店舗で使われていないという、これまでの課題が見えているなら、もっと地元の店舗の割合を増やして、皆さんに地元の店舗を守るためでもあるんだから協力してくださいねということを町からもしっかり訴えて、それで使っていくと。いきなり町のほうから3割しか地元で使われませんよというのは、課題に対する対処の方法と施策が合致していないような気がするんですけど、その辺はどこかで線引きはしなきゃいけないという前提に立っているからそうですけれども、さっきも言いましたように、登録制度なんだから、あとは登録してもらった店舗で自由に町民の方が使われる、そこに委ねることが大前提で、その上で、地元の小規模店舗が疲弊というか、苦慮している、新型コロ

ナウイルス感染症で大変な思いをされているから、できるだけ地元で使ってくださいねというお願いをするべきじゃないのかなと。その辺が、課題がありながら、なぜそこで消極的な線を引くのかなというのが、さっきの答弁ではよく分かりません。

それから、抗原検査キットですけれども、要するに無症状の人を対象として、これまでは県で検査をしていたけれど、今も県には無料PCR検査とか、そういう体制ができていますけれども、今後は無症状の人で濃厚接触者以外で施設に勤められている方とか、要するに一般の町民の方も含めて、不安を感じる人は町で検査ができるということによろしいのかどうか。例えば、これは仮の話なんですけれども、昨夜、何か調子が悪いなと思って、県の相談窓口には電話をしたら、近くでは無いと、光なら16時まで、下松だったら20時までとか、そういうふうに遠くまで行って検査を受けなきゃいけないという現状がある。それが解消されるのであれば、この予算も必要なことだろうと思いますが、ただ、現状、そういった受付の体制が、まずできていない。最初から私が申し上げているように、情報の提供の仕方、体制が全然不十分なまま、これをどうやって運用していくのか。誰がどういうふうな仕組みで、例えば私が町へ、今は土日はできませんよね、受付自体がないから、町へ問い合わせるわけにはいかない。県へ問い合わせたら何時までに来てくれと、もうそれは間に合わないです。町を頼ったら、これからは土日でも不安に思ったら、ここで検査ができる、どこそこで検査ができるという体制になるのかどうか、その辺を詳しく御説明ください。

それともう1点は、漁業の燃油対策ですけれども、確かに漁業対策が必要だというのは分かるんですが、まずは漁業というのもそうなんでしょうけれど、ただ施策として、これは燃油高騰対策の施策なんだから、そうであれば、なぜ漁業者が先行するのか。そこに町民の中に不公平感を生むことは行政、自治体の施策としてよろしくないんじゃないかなと私は思うんです。燃油高騰対策が不要だと言っているわけではないんです。やるべきだと思いますが、やるのであれば、そこに不公平感が生まれないようにしないといけないはずなんです。だから、そのためにも、業種で縛らずに、ほかにも困っている業種の方がいらっしゃるでしょうし、程度の差はあれ、先ほど答弁で言われたように、皆さん、燃油の高騰、間接的なものを含めて燃油高騰の影響を受けておられるのですから、そこに施策としての温度差があってはいけないのではないかなと思いますが、その辺を、漁獲量の減とか、漁業の対策とは切り分けて、漁業の対策をするんなら、それでもいいんです。ただ、今回は燃油対策事業として予算が計上されている。新型コロナウイルス感染症対策として予算が計上されているのですから、そこはきちんと、なぜ漁業者だけなのかというところを説明していただきたいと思います。

それと、1リットル20円というんですが、これは限度額はないと。予算の限度額の枠はありますけれども、例えば1人幾らまでとか、そういう限度額はないということによろしいのかどう

か。その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問についてお答えいたします。

まず、町に補助金の通知というか割当てが来たのが、先ほどもお伝えしたとおり、令和3年12月27日に通知が来ております。その間、各課から、どういった事業があるかとか、そういったことを集約をしまいたるところでございます。その結果、当初予算において時間的な余裕もあまりございませんでしたので、3,113万7,000円を当初予算に計上させていただいております。その後、今回の補正において、残りの1億6,186万5,000円のほうを追加計上させていただいたところでございます。

それともう1点、財政調整基金を繰り入れて、4,248万3,000円。これについては補助の対象外なのかというような御質問だったと思います。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために実施する事業につきましては、基本、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として行っておりますけれども、感染防止対策や、先ほどからありますように経済対策、さらには生活・暮らしの支援に係るものなど、各部署において取り組むべき事業をそれぞれ検討してまいりました。その後、先ほど町長からも答弁がありましたように、町長協議を重ねて、今回、上程した事業については早急に取り組むべきであろうというふうなことから、補正予算で上程をさせていただいております。結果として、補正予算額2億434万8,000円のうち、国庫補助金1億6,186万5,000円、一般財源、これは財政調整基金繰入金になりますけれども、4,248万3,000円となったところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員からの御質問でございますが、今回、補正のほうで組ませていただいたのは、町として、あくまでもクラスター防止ということで組ませていただきました。個人の方については基本的に、昔であればキットの購入もなかなか難しかったのですが、今は薬局等で買うこともできますし、先ほどお話がありました県のPCR検査、こちらについては、土曜日については窓口のほうの受付がございます。平日になるのですが、薬局での無料検査、これもございます。こちらにつきましては、県内で57か所ございます。柳井地域においては5か所、岩国地域においても2か所あります。こちらで受けることも可能でございますので、町としてはあくまでもクラスター防止ということで、学校施設等への対応ということで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、先ほどから何度も出ている地域振興クーポン券の基準日ですが、今の田中議員の御質問は、私の捉え方が違っていれば失礼なのですが、随時転入されてきた方にも配るといような御趣旨なのですか。今回の地域振興クーポン券は以前にやった、購入していただいて、それにプレミアムがつく商品券とは違って、各世帯に送付をさせていただく形態であります。いわゆる配付するというものでありますので、どこかの基準で確定をさせて実施するべきというふうに考えております。

それから、先ほどから7対3の割合という言葉が一人歩きしている気がしまして、誤解のないように改めて御説明をしたいのですが、7枚はどこでも使えます。3枚だけが地元の商店で使ってくださいと、先ほども答弁させていただきましたが、なぜ3割なのかということは、過去の実績を見ると、先ほど言いました25%から26%の利用ですが、若干、年ごとに利用率が減ってきております。ですから、変な言い方ですが、3割は地元の商店で御利用させていただき、キープしていただきたいというわけではありませんが、そういう思いで区切りをつけたところでございます。

それから燃油についてですが、御指摘はよく分かります。私ども産業建設環境部の業務として、産業の振興という観点から、今、どこが打撃を受けているのか。先ほど岡崎議員の御質問にもありましたが、確かに漁業だけではなくて、農業、その他産業において、全般に打撃は受けていらっしゃると感じております。ただし、一番被害甚大であるというのが、先ほど数値をお示した漁業であるということで、まずそこからの支援ということで実施を決めた次第であります。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先ほどの7枚、3枚の話で、私の先ほどの誤解を解くつもりで答弁が、さらに誤解を招くような答弁かもしれないので、改めて御説明させていただきます。町民の方には500円券を10枚送付しますが、地元の商店で10枚使っていただいても結構です。大型店は7枚しか使えないということですので、誤解を生んだかもしれませんので、改めて御説明させていただきました。

燃油について限度額は定めておりません。漁業活動に使っていただくということですので、1人当たりの限度額等は設けておりません。予算の範囲内で執行できたらというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 抗原検査キットなんですけど、町の体制として、さっきも言いましたけど、情報発信とか情報の集約と窓口機能、これが最初のことから、私、何度も申し上げていると思うのですが、いまだに元のままという印象なので、具体的に言えば例えばさっき言ったように、仮の話フィクションですが、私が体調がおかしいな、体がだるいなみたいな感じで、

明日は議会だしPCR検査を受けてみようかということで、受けようと思ったけど日曜日はやっていないし、下松まで行かなきゃいけないんじゃないかと間に合わないというように、仕方ないからそのまま今日来て、ここでわあわあ言って、ここはもうクラスターですよ。そういうことを防がなきゃいけないんじゃないのかと、そのときに例えば町で検査が受けれますよ、抗原検査を受けてすぐに結果が分かりますよというのであれば、そのクラスター防止にもなるんじゃないかなと思うんですけど、そういった対応ができるのかどうか。さっきの御答弁では、とにかくクラスター防止で、広がってから、クラスターが発生してからじゃないとできませんよというような感じだったのですが、それじゃあ後手後手になるだけで、今までの繰り返しということになりかねないんじゃないかなということで、そういう対応も必要なんじゃないですかということをお願いしているのですが、そういう対応ができるのかどうか、そこを御答弁いただきたい。

もう1つは情報の扱いについて、端的な話、ホームページを見ても、いろんな過去の履歴からいっぱい出ていますけれども、必要な情報にたどり着くのに随分苦労する。町は土日は相談できない。その辺は改善をしてもらえるのかどうか。その辺も御答弁ください。非常に軽視されているわけじゃないでしょうけれども、こういった非常時において、慣れっこになっている部分もあるのかもしれませんが、非常時において肝心なのは情報をいかにうまく扱って使っていくかということなので、そこはもう1回、再考していただけるのかどうか、対策をしていただけるかどうか、その辺を御答弁ください。

それと、燃油については限度額がないということで、全部リッター20円ほど補助しますと、そうであれば、余計に漁業者だけでなくほかの業種、さらには一般町民の方にも程度の差はあれ支援をしないと、私が言っているのは、何回も繰り返しになりますけれども、漁業者を支援するのがいけないと言っているわけでもないし、漁業者を先行させるのが絶対にだめと言っているわけでもないんですが、これを先行させることによって漁業者以外の方へ不公平感を生むと。ましてや、これは新型コロナウイルス対策ですから、漁業対策じゃない。漁業対策も含まれているんでしょうけど、主眼は新型コロナウイルス対策なんです。そこをきちんと整理して、施策を講じるべきだと思います。

最後に、限度額がないということは、予算の限度内だと言われていましたけれども、補正の可能性もあるのかどうか。もう補正はしないと、ここで言えるのかどうか。その辺を御答弁ください。

それと、地域振興クーポン券についても、これまでの実績が95%なので、ほとんど使われるんだろうと思うのですが、予算の委託料の清算はしないということでよろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 田中議員からの御質問でございますが、まず情報の発信についてでございますが、以前は、さっき言われたように、毎日、ホームページを更新していたんですけど、その分で、いろいろ御意見がございましたので、この令和4年4月から週に1回の更新ということで、放送等も変えております。

それから、対応についてでございますが、基本的に新型コロナウイルス感染症の対応については、まず県のほうが対応して、それから町のほうが対応するというので、町のほうは主にクラスター防止ということでの対応になっているというふうに考えております。ただ、土日の対応、土曜日であればPCR検査は県のほうがあるのですけれども、日曜日の対応とかその辺については、今現在はそこの対応をする状況にはないわけなんですけど、今後はそういうのも検討していく必要があるのかなというふうに今は考えております。

以上です。（「さっきのようなケースには対応しないということか」と呼ぶ者あり）今現在は対応ができない状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の燃油対策についてでございますが、一人一人の制限は設けておりません。これは魚種、船によって燃費と申しますか、使用燃料が全く違いますので、大きな燃料を消費する船もあれば、少ない燃料で済む船もあるので、まず個別的、1人当たりの制限というのは設けておりません。

それから今後、補正を考えているかという御趣旨だと思いますが、これについては、燃油の高騰が一体どうなっていくのか、まだますます上がるのか、下降していくのか、それが全く読めない中で、今、そのことについて、状況が変われば補正もあり得るというふうな言い方しか申し上げられないと思っております。

それから、地域振興クーポン券ですが、使用率が95%、96%ですが、委託料の清算をしないのかということですが、事務手数料的な部分の割合が95%であっても手間というものは変わりませんので、そこは清算いたしません、地域振興クーポン券の使用枚数によって、その金額については清算をして、当然100%使用で予算計上しておりますので、例えば96%であったとしたら4%分の清算はする予定でおります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩します。

午前11時37分休憩

.....

午前11時38分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。竹田議員。

○議員（４番 竹田 茂伸君） 大変申し訳ございません。先ほど聞き忘れたのですが、抗原検査とかPCR検査の話が出ておりますけれども、町の新型コロナウイルス感染症対策というのは、しっかりやっておるということで、私もそう思っておるんですが、その中で今回、PCR検査機器を４台購入ということが出ております。私も医療関係はよく分からないのですが、抗原検査とPCR検査の違いというのがやっと分かったぐらいで、その程度なんですけれども、大島病院に２台ということになっております。そして、PCR検査機器というのは、ネットなんかを見ると、性能というものがいろいろあるというのも私も見ましたけれども、先ほどから出ております県の検査もある中で買われるということで、悪いわけではないんですが、１５１万４、０００円という限られた予算の中で、検査機器の性能とか、効能というのは、高い機械を買うと、１０分ぐらいですぐ検査結果が出るというのものもあるというのを見たのですが、この機械はどんなものですか。もし分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田議員に申し上げますが、今の質疑については、次の議案で質疑をしてください。お願いします。

ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（３番 白鳥 法子君） 個別の案についてと、全体について１件、お伺いしたいことがございます。

まず、先ほどから出ております漁業者への燃油の購入の支援ですけれども、こちらの支援の方法としましては、先ほど販売業者に実際に町のほうからお金を支払うという説明であったかと思うんですけれども、これ仕組みとしては、漁業者の方が免税のチケットを使って購入した燃油について、そのチケットを基に販売業者に支援するという形なのかなと理解しておりますが、それでよかったのかどうかということです。

また、国とか県というところは、まだそういった漁業者に具体的な燃油高騰に対する支援というのは、個別のことはやっておられないかと思うんですけれども、水産庁のほうでは、セーフティーネット構築事業ということで、普段から保険を掛けている漁業者の方については、恐らく、ざっとしか読んでいないんですけれども、ちょっと補充をするというような仕組みができていないかと思うんですけれども、そういった保険、セーフティーネットの保険への加入促進については、町のほうから事業者の方々にされているのかどうかという点も伺っておきたいかと思

います。

また、トイレの清掃について、フェイスシールドなどを購入ということなんですけれども、これは、今までにはフェイスシールドなどは使われずに、一般的な手袋とかマスクで清掃をされていたのか。また、これが必要ということになるのであれば、町の施設や学校など、トイレ掃除が必要なところ全てに、このフェイスシールドなどが整備されるのかどうか、そこも伺いたいと思います。

また、観光拠点施設などで非接触顔認証検温システムが購入されるようになっておりますが、道の駅に行ったときなど、既に非接触型の何か門をくぐって入っているような、自分としてはイメージがあるんですけれども、それでは不十分な点があったので、今回、また買うという形。例えば、台数を増やして入り口を増やすということなのか。それとも高性能なものにするのか。高性能なものにしたときに、例えば、異常な体温が検知されたときに今までと違う対応がなされるのかどうか、そちらをお伺いしたいと思います。

また、避難所の空気清浄機11台、こちらは指定避難所11か所での使用を想定して購入されるということなんですけれども、指定避難所というと、体育館など大変広い施設になってくるかと思うんですけれども、そこに1台置けば、空気清浄機能が十分発揮されると、そういった大型の施設があるというふうに捉えたんですけれども、そういったことでいいのかどうか。

また、そういった指定避難所が開かれる前に、普段の大雨や土砂災害の危険があるときなどは、自主避難所というものに皆さん、どちらかというと身近に避難されるかと思うんですけれども、そういった施設は、現状あるそういった空気清浄機能とか換気機能で対応できているという前提でよろしいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

あと、社会教育施設の蛇口の変更ということで、予算の範囲内でされるので、全部が替えられるわけではないのだろうという認識のもとでお伺いしますが、レバー式とセンサー式と、こちら2種類の蛇口に変更という案になっておりますが、センサー式にするところというのはどういったところで、レバー式よりもセンサー式のほうが多分、高いと思うんですけれども、そちらを選ばれた理由を教えてくださいたいと思います。

というのが、例えば、センサー式のほうが値段が高いのであれば、代わりにレバー式にすれば、もっと複数の蛇口を変更できるのではないかなと思ったので、その点を確認させていただきたいなと思いました。

個別については以上なんですけれども、全体について、確認も含めてお伺いしたいことがございます。

今回、令和3年12月末に国からこういった交付金が示されたと、それで、当初予算でも一部計上したけれども、それまでに案というか、どういったことに使うかということが整理できな

ったというか、時間がなかったし、今年度に入って、具体的に今回のような事業を取りまとめられたというふうに、今までの答弁を伺いまして理解しているところでございます。

ただ、これらの事業をどのように項目出しをしていったのかというところに疑問がございまして、そもそももう新型コロナウイルス感染症のことが始まって、2年3年と時間がたっている中で、交付金があるからそれが使える事業を考えると、そういったことではなくて、常々の業務の中でどういった対策が追加で必要なのかというのは、各部署で具体的に考えながら業務に当たっているべきだと考えますし、そうしておられるのではないかと思います。それに使える予算のめどがあったら、いつでもそれを提案でき、具体的に進められるという体制があるべき姿なのではないかと思いますが。

今回は、例えばもう年度が変わって、残りの交付金についてどのように使うかというのを改めて事業課からヒアリングを行われたのか、それよりも前からやっていたけれど、結局、新年度予算には本当に間に合わなかったのか、その後整理されたのがこれということなのか、その過程をちょっと確認させていただきたいと思います。

今回の補正で、現在、国から示されている限度額というものを全て使い切って、財政調整基金を取り崩すというような予算規模になってございますが、先ほどからほかの議員の方からも御指摘がありますし、答弁の中でもあります。特に燃油高騰について、今後はほかの事業者などにも考える必要があるかもというお話をされておりますが、そのときにもうこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はないわけなので、財政調整基金を必要と思ったら取り崩す前提で考えていくのか、それともまた、国から新型コロナウイルス感染症対策なり燃油高騰の交付金が示されるまでは特に考えないのか、そこについてもお伺いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 今の御質問の非接触顔認証検温システムですが、まず、設置するに当たって、清掃センターに対してなんです。非常に見学者が多い。ありがたいことではあるんですが、新型コロナウイルス感染症前には年間150人から180人ぐらい、小学生とか環境団体の方が視察に来ていただいております。改めまして、強化といいますか、新型コロナウイルス感染症対策として設置をさせていただくということでございます。

それから燃油の支援の方法は、白鳥議員のおっしゃったとおりです。ですから、漁業者さんが燃料を購入する方法が大きく2通りありまして、漁業協同組合が燃油事業を持っていらっしゃる、漁業協同組合から直接販売をされ買われる方とガソリンスタンドから買われる方がいらっしゃいます。漁業協同組合の御了解もいただきましたし、町内のガソリンスタンド全店舗に御協力をいただけるということを得ましたので、白鳥議員のおっしゃったとおり、チケットを使用する際に

は20円引きで販売をしていただいて、その差額を申請していただいて、町がお支払いをするという形式を取っております。

それからセーフティネットの事業については、正直言います、漁業協同組合任せになっているかなと思っております。

ある意味、こういったタイミングで漁業協同組合とタッグを組んで推進をしていけたらというふうに思っております。

それからフェイスシールドについては、実は令和2年度に1回購入しておりますが、その後更新をしておりませんでしたので、改めて購入し配布をしたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 御質問の公民館等の蛇口のハンドル、センサー式とレバー式があるのはなぜだろうかということでございますが、まず、センサー式については、今回、改修する一式の見積金額が相当高額でございました。そういったことも考慮し、使用頻度が高く、また不特定多数の方が使用されると思われる箇所の蛇口を交換、センサー式として交換したいというふうに考えております。

また、センサー式も電気工事を伴うとさらに経費が増大しますので、バッテリー式を計画しております。また、そのバッテリー式は使用頻度が低いと、またバッテリーが上がってしまうということから、そのような意味からも使用頻度の高いところのみセンサー式として、残りの箇所については、レバー式にしようというふうに計画しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員より、災害対策費の備品購入費についての御質問にお答えします。

現在、指定避難所、通常、開かれる避難所が11か所でございます。今回、感染予防対策の強化として、その11か所に空気清浄機を購入するものでございます。

この空気清浄機の性能を申し上げますと、メーカーはちょっとあれなんですけれども、うちが今、私どもが考えておる性能につきましては、大体、30分間で140畳近くの適応能力があるというようなものを考えております。

指定避難所には体育館もありますし、ある程度狭い空間の部屋もございます。大きい体育館であれば、避難者の避難される状況によって、少数であれば、空気清浄機を回さなくても十分スペースが確保できるというふうに考えておりますが、そうはいつでも、こういった災害が起きるか分かりませんので、そういったことで空気清浄機のほうを準備したいと思います。

今までの災害の避難状況において、やはり小さくはないんですが、一定の、体育館ほどもない

ようなスペースに、避難者の方が多く逃げられてくることもありました。そういった分については、今まで補正でいろいろ間仕切りとか、そういったものでいろいろ購入させていただいておりますので、そういったことで対応しておりますがそういった、ある程度、体育館よりこまやかな施設については、先ほど言いました30分間で140畳の能力がある空気清浄機のほうを購入して、災害に備えたいというふうに考えております。

それともう1点、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関係で、新型コロナウイルス感染症対策について、やはり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用してしかやらないのかというようなことじゃったと思うんですが、町としては、今までも、やはり町民の安心安全を確保する観点から、財政調整基金の取崩し等を行いながら、新型コロナウイルス感染症対策については取り組んできております。ただ、それが十分だったかどうかというのは、今後検証していかないといけないと思います。

そういったことがやはりいろんな、当初から見ると、新型コロナウイルス感染症の形も当初からだんだん変わってきて、新型コロナウイルス感染症の感染力が強いものと今、なっておりますけれど、やはりそういったことを国の動向等も踏まえながらやはり必要である。必要なことは、基金を崩してでも町民の安心安全につなげるような施策を、今後も引き続き講じてまいりたいと考えております。

それともう1点、当初予算に3,000万円しか組めなかった理由というのが、やはり先ほど言いましたように、令和3年12月の末に国から通知が来て、その時点ではある程度、もう当初予算の調整が済んでおりました。

しかしながら、町に割り振られた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、その後も、一応、協議は進めておりましたが、やはりその中で、検討の中では3,000万円程度が該当するというので、改めて早い時期に今回の臨時会を招集させていただいて、改めて各課からいろんな事業の必要なものについて吸い上げを行った結果、今回の上程とさせていただいているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員より御質問をいただいた中で、全体的なお話をいただきました。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、令和3年12月末に示された中で、もう既に何度か措置をされているこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、当初、間に合わずということがありました。これがおっしゃる、御指摘のとおり、職員それぞれから、追加があつたらこういうことをやりたいというようなことを控えておいてもらって、そういったときには出してもらう、そのように私のほうからもお願いをしております。そのような中でありますので、このたびも本来、こういった項目を上げてみてくださいというよう

な経緯の中で、例えばでありますけれども、デジタルの部門でスマホ教室であったりとか、あとは、デジタルデバイド、皆さんを取り残さないというような意味で、そういった、例えば端末の補助とか、そういったことも出ておりました。ですが、これはちょっと今すぐ合わないなというようなことで、それが使えるかどうかということも含めて、見送ったというような案件もあります。

私としてはやはり、この新型コロナウイルス感染症対応の案件について、職員の、現場の職員から活発な意見が出て、じゃあ、そういったことを取り組んでいこうという、白鳥議員おっしゃるとおりであります。そういった雰囲気になるようにしてまいりたいと思っております。

そして時間が限られておるといものと、あと実は、この時期はこれが駄目だったのに、しばらくたったら、これがまた使えるんだというようなことが起きたりします。やはり国のほうでも、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての内容、いろんなものが見直されていますので、少しちょっと余裕を持ってやれば、また違った形で活用できるのではないかという思いもあったところでございます。

そして、すいません、全体から外れますけれども、燃油の高騰についてというところでありまして、こちらもこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものでありますけれども、この後というのは、国の支援がこれからまた始まるということも報道等でありまして、また、白鳥議員、教えてもらったとおり、水産庁のほうでもそういった動きもあるということではありますが、今のところ、国の支援をまたお願いをするというようなことで進めてまいりたいと思っております。そして、その後、また町のほうでも検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。国の燃油高騰に関してですかね、支援も、今後、始まるであろうということで、ほかの業種の方々などに対しても支援を町として考えていけるのではなかろうかというお話だったかと思えます。ありがとうございます。

あと、先ほど質問して、回答でちょっと自分のほうが聞き漏らしかもしれないんですけど、2点確認させていただきたいことと追加が1個ありまして、1つ、非接触顔認証検温システムですけれども、環境センターに新たに設置されるのは見学者が増えていると、それに対応するためということで理解いたしました。ほかに観光施設に7台、グリーンステイながうらや竜崎温泉などに入るというふうに書かれている部分について、今のものでは不十分で新たなものを買うのかということをお聞きしたかったので、その点についても御説明をお願いいたします。

また、社会教育施設についてですが、特に利用者の多い、不特定の利用者の多いところでセンサー式を導入するということでしたので、それがどこなのか教えていただけたらと思います。

あと、先ほどちょっと質問をし損ねた部分がありまして、燃油高騰の部分の補助というのは、いつからそのチケットを使って購入したものが割引で販売されるようになるのか、終わりの期限もあるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問の7台購入、非接触顔認証検温システムについてですが、これは、追加とか増加ではなくて全て更新になります。

といいますのが、これは御迷惑をかけていた各方面におわび申し上げなければならないんですが、当初設置をしたのが、令和2年度の5月補正に新型コロナウイルス感染症対策として計上させていただいて、8施設11か所にその時点で設置をいたしました。令和2年7月上旬に全ての設置が完了し稼働を始めたところなんですけど、1か月たたないうちにiPadと連動をしないとか、不具合が多発しました。当然、保証期間内ですので、メーカーのほうに修理なり交換を求め、対処したところでございます。11台中5台が不良品であるというメーカーの判断で新品に交換し、その他の部分についても修理をしたところですが、その後も動作不良は直らず、多くの機種、機械が動作不良になっているという状態です。この商品についてのよしあしということになるとと思いますが、この時点で、町にはどういった機種がいいかという知見もなかったものですから、その当時、山口県が導入したものと同じものを購入しておりますが、こういう状態である。山口県がどういうふうな状況であるかはちょっと確認はしておりませんが、ですので、全ての不具合が発生をしておるといっていい状況で、7台全ての更新ということになります。

ちょっと言葉は悪いですが、安かろう悪かろうという事態、状態であったのかなと思いますし、設置している施設が全て観光施設ですので、使用回数、頻度は非常に高いとはいっても、1年で使い物にならなくなるというのは、非常に残念で、また申し訳ないことだと思っております。ですから、令和3年度については、各施設で手動、手で当てる検温等に対応していただいたところですが、ただいままん延防止であるとか、緊急事態宣言も出ておりませんので、今後、来客数は増加するというふうに想定をしております。その中で、検温のために1人配置するというのは非常に厳しい状況でありますので、改めて更新し、機械を設置したいというところでございます。ちょっと何でしたっけ。（「燃油の開始時期」と呼ぶ者あり）ああ、すいません。燃油の開始時期は、本日、御議決賜りましたら、令和4年6月1日の燃油の購入から導入したいというふうに考えております。（「購入期限は」と呼ぶ者あり）すいません。一応、予算内で続く限りというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 御質問の社会教育施設のどこにセンサー式を設置するかということですが、多くの方が来庁、来館される公民館、施設等で、今回整備する箇所は、東和総合セン

ターの洗面所、それから橘総合センターのトイレ、それから総合体育館のトイレについては全てではございませんが、特に使用が多いスペースについて、センサー式を導入しようというふうに考えております。

なお、久賀総合センターと大島文化センターについては、建築時または改修時に既にセンサー式になっておりますので、このたびは、対応、改修することはありません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 細かな説明、どうもありがとうございました。

非接触型の機械については、今はいろいろなところで使われているので、今回買われる機械はしっかりしたものが装備されるというふうに期待をしております。

また、その使い方について再度の確認なんですけれども、検温したデータは、その後瞬時に、例えば音で、あなた体温高いですよというお知らせが入る前に来るのか、iPadに飛ぶということであれば、それを常に誰かがチェックしていて、あなたというふうに声をかける手間になるのか、運用方法を。もし、体温の高い方が検出されたときの対応がどうなるのかということについて確認をさせていただきたいと思います。

あと、トイレのセンサーは、ほかのところはもう既に整備されていて、今回、整備されていなかったところということで安心いたしました。ただ、トイレは男性、女性とあるので、それぞれに1個ではなくてどちらかに、今の御説明だと3個のうちの東和総合センターの洗面所と橘総合センターのトイレと総合体育館のトイレということだったんですけれども、それは箇所の話であって、全部がセンサー式になるのか、それとも各、その3施設のうちのどれか1個の手洗い場所だけがなるのか。そうすると、男性女性で差も出てくるのではないかと思ったので、細かいところで恐縮ですけれども、確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 手洗い場の改修、センサー式の箇所ですが、まず、東和総合センターについては、1階のトイレの前に洗面台がございます。これ4個あるんですが、その4個全てを改修するというふうに考えております。

また、橘総合センターについては、図書館側といいますか、事務スペースの奥側といいますか、そちらのほうがよく使われるということですので、そちらのほうを改修すると、ここは全て改修する。また、入って左側の奥というんでしょうか、そこのところについては、レバー式に変えるというところがございます。

総合体育館についても、1階と2階にトイレがございますが、1階部分について使用頻度が高いので、そちらをセンサー式に交換するというところがございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 設置する機種については、今回は、今度は i P a d との連携等を考えておりません。スタンドアロンで動く機械でありまして、マスクを着けたままでも検温できる。それから37度5分以上の熱があると高熱ですという声が、音が出ます。それからマスクを着用していない人にもマスクをしていませんという認識ができて、注意を促すことができる機械というふうになっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

重富健康福祉部長から答弁漏れがありましたので、これを許します。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 先ほどの田中議員からの御質問の中で、情報発信についてのことで1つ答弁漏れがございましたので、追加でお知らせいたします。

県に新型コロナウイルス感染症の24時間の相談センターというのがございます。シャープの7700または光電話等が使用できない場合は、083—902—2511のほうがございます。24時間こちらのほうが相談ということで乗っていただけたらとございます。

答弁漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 続きまして、議案第3号について質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 先ほどは失礼いたしました。

PCR検査の関係、ちょっとお尋ねします。

今回、4台ということなんですけれども、今までに新型コロナウイルス感染症対策でいろいろ大変一生懸命やっていたおことはよく分かるんですが、検査機器の性能と申しますか、いろいろ、いろんな種類があるんだろうと思います。今回、4台で151万4,000円ということで、大島病院は2台ということになっておるんですが、具体的に、具体的に申しますか、だんだん機械もよくなってきておるんだろうと思いますし、私の調べたところによりますと、もう何かすぐにもう、10分ぐらいしたらすぐ検査結果が出るというようなのもあるということで、今回の機械がどの程度のものなのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えいたします。

PCR検査機器の性能についてでございますけれども、現在、東和病院に2台、大島病院に1台、PCR検査機器を整備しております。性能的には、検査機器1台で、1検体につき、検査結果が出るまで約1時間を要します。そのため、同じ機種を、今回、予定しているところでございます。いろいろ新しい機器も出ているところであるかとは思いますが、件数をこなせる機器については、安全キャビネット等の新型コロナウイルス感染症対策の費用がかさみまして、機器も高額でございますので、今回、現状で整備しております機器を予定するものでございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。だから、今までと同じレベル、同じぐらいの程度のことですよね。これから先はちょっとやはりよく分かんないと、そういう対象者が増えるかどうか分からないんですけど、やはりそれだけのものが要ることなんだろうと思います。

分かりました。何というんですかね。何で大島病院にかなというものがあつたんですけど、どんどんこれから有効に使っていくということによろしいんですかね。はい、結構です。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） すいません。今のPCR検査機器の件なんですけれども、部長の答弁では、東和病院に2台、大島病院に1台、現在あって、新たに購入するということでございました。当初予算のほうで、東和病院1台、橘医院1台、大島病院2台という購入の予算があって、今回、またさらに、この予算で東和病院1台、橘医院2台、大島病院2台ということで、合計で、今年度で東和病院に2台プラス2台というふうな感じになる考えでよろしいんですか。当初予算のあつた分との予算の振替というふうに考えてよろしいのか。当初予算のときは、1台当たり38万8,000円だったと思います。今回、ちょっと少し安い、割り算すると37万8,500円という計算になりますけれども、機械が変わったのかどうか、その辺だけ教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

PCR検査機器の、今回、整備につきましては、既に当初予算のほうで措置されておりましたものでございまして、今回、財源振替によるものでございます。

すいません、少しPCR機器の費用が減額となっておりますけれども、機種は変更しておりませんで、当初予算に計上しておりましたので、購入準備のために業者に再見積りを依頼したとこ

ろ、大島病院が2台の購入でありまして、その価格に調整していただけたということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの2号議案の質疑と関わるんですけど、端的に、先ほどの2号議案の御答弁では、クラスター対策ということを基本にするということだったんですが、こうして機器を導入して、病院としてはある程度検査をするのか、病院としても、やはりクラスター関連の感染者だけを対象として、例えば、先ほど言ったように、個人の方でちょっと心配だから検査してほしいというような方は対象にするのかしないのか。するのであれば、どういうふうな経路で、例えば病院、この橋医院、大島病院なり、その設置してあるところへ行ってお願いすれば検査ができるのか、それとも橋医院にPCR検査場ができていますよね。あそこで検査して、その検体を運んで検査してみることなのか、ちょっとその辺の実際の流れがよく分からないので、御説明をいただきたいと思います。もうあくまでもクラスター対応だけで個人的な対応はしないというんなら、それはそれで御答弁をください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えします。

医療機関につきましては、PCR検査は、原則的に症状のある方を対象としているところでございます。ですので、ちょっと不安があるとかということに関しましては、なかなか医療機関においては検査は、難しいところではあるんですけども。

ただ一応、PCR検査は保険適用となりましたので、状況によりまして、自費、保険外の自費扱いであれば、可能のところはございます。ただ、それ全部受けていると、通常の診療に影響がありますので、原則、症状のある方を対象としているところでございます。

令和4年に入りまして、感染拡大が爆発的に拡大しまして、医療機関ではやはり入院前のPCR検査、手術時のPCR検査が必要でありまして、発熱患者等も結構多くて、現状、現行のPCR検査ではなかなか対応が効率が悪く難しく、追加整備するものでございます。ですので、クラスター対策としても、ということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 症状のある方、無症状の方は、じゃあ、対象外ということで、ただ不安を覚えたというだけでは検査はしてもらえないというのが先ほどの町長部局の答弁と同じということなんでしょうけれど。その症状というのが、例えば、さっき私が例示したように、ちょっと何か体がだるいんだがとかいうようなところではどうなるのか。やはり、何も無いのに、何も平常と変わらないのに検査をしてもらおうということじゃなくて、何かのきっかけがあって検査をしてほしいという方はいらっしゃると思うんです。そのときに、ちょっと体が重いかいっ

たことで検査をしてほしいという場合に対象になるんですかね。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

あくまでもPCR検査、不安等でPCR検査を受けたいなと思う方は、やはり相談窓口等へ最初に御連絡していただくのが一番かと思えます。ただ、症状の度合いによりますけれども、最終的には、やはり医師の判断によるものでございますので、医師がコロナウイルスを強く疑う可能性もあるということであれば、医療機関でも可能だというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 不安をお持ちの場合は相談窓口にご相談してということで、例えばそこで、じゃあ、PCR検査を受けてみますかというようになったら、PCR検査機器のあるところで、大島病院なり3病院あるんでしょうから、できるんでしょうから、そこへ行ってPCR検査が受けれるということでもいいのですかね。ちょっとその辺を、相談窓口というのももちろん大事なんですけれど、そういう場合はPCR検査ができますよと。要するに、本当にせきが出るとか、熱があるとかというんじゃないくて、もっと低い症状の場合でも医師が、じゃあと判断すれば、必要だと判断すればPCR検査ができるということであれば、その辺の流れを、ちょっとやはりさっきの情報発信の話に戻るんですけど、きちっと公表というんですかを示して、町民の方に少しでも不安が和らぐような対応をしてもらいたいと。それが、土日がもう一切、受付を、これは病院だけじゃなくて町長部局も含めてということになるんですけど、土日は全然シャットアウトですよというんじゃない、ちょっと町民の方も不安でしょうし、当番医の制度もありますし、例えば、民間の医院の方が、医師の方が、民間病院の医師の方が必要だと判断すれば、町立病院でPCR検査を受けることができるということなんですかね。その辺も含めて、ちょっともう1回整理して、御答弁を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 原則的に、医療機関でございますので、やはり症状のある方を対象とするのが一番でございます。症状の大小によりますけれども、そこは医師の判断によるものでございますけれども、特に土日等の救急診療体制の場合、なかなか不安だけということで、なかなか受けるのは厳しいところがございます。やはり救急対応のためにも、原則、症状のある、発熱があるとか、せきが出る、新型コロナウイルス感染症の症状に近いような方たちの、症状のある方を対象にしたいというふうに考えているところでございます。

ただ、あと保険適用、PCR検査は保険適用でございますので、なかなか不安だけということになりますと、医療機関では保険外、自費扱いの請求になりますので、やはり御負担が多くなりますというところもございます。それが全てではございませんけれども、やはり、まずは相談窓

口に相談していただいて、それから多分、医療機関のほうへ連絡等があると思いますので、その中で医師の判断により、医療機関のほうへ来てくださいというような流れにはなろうかと思えます。ホームページ等でそういった流れをうまくつくって掲載できるように考えていきたいと、検討していきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第2号につきまして、反対の立場で討論をいたしますが、簡単に申しまして、まだまだ検討の余地がある。特に、燃油高騰対策、それから地域振興クーポン券、昨年の12月に交付の決定があつて、3か月では予算が組めないから、新年度予算には計上できなかったと、それが1か月半で補正予算計上されるというのも、なかなか理解しがたいところがあります。もっと時間をかけて、時間をかければいいというものではありませんが、例えば、先ほどからの質疑でもありますように、なぜ漁業者だけなのかというようなところをもっと合理的に説明できるような制度にしていだかないと、基本が新型コロナウイルス感染症対策の予算ですから、そこへ燃油対策、燃油高騰対策を持ってくるのであれば、また別枠にするとか。特に、今回の場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金財源プラス財政調整基金の繰入れと、その財政調整基金の繰入れ分は、ほとんどが燃油高騰対策。恐らく、別枠だと思うんですよ。形上は新型コロナウイルス感染症対策になっていますが、別枠で議論すべきことだと。予算上もそういう形にしか見えませんので、燃油高騰対策は燃油高騰対策として漁業者に限定せず、幅広い影響を受ける部分への支援策として別の立場というか、別の場所での議論が必要だと思ひまして、今回の補正予算には反対とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

ウィズコロナでの社会経済活動の再開と次なる危機への備え及び未来社会を切り開く新しい資本主義の起動、この3つの事項並びにコロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じ、きめ細やかに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持への対応、新しい生活様式

を踏まえた地域経済の活性化への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、社会経済活動の再開と危機管理の徹底、ポストコロナ社会を見据えた成長、分配の実現及びコロナ禍においての物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本予算は、その目的のとおり、抗原検査キットの購入やこれまで未設置であった小中学校の特別教室への空調設備の設置、全小中学校の511か所の水道蛇口をレバーハンドル式へ交換、災害時に開設する指定避難所11か所で活用する空気清浄機の購入などの感染拡大防止、住民1人に5,000円分の割引クーポン券を交付する地域経済活性化への対応、さらに厳しい環境、経営環境となっている漁業組合員に燃油購入費の一部を支援する物価高騰対策と、本町の実情に応じて計上されました2億434万8,000円にも及ぶ補正予算であります。全てがウィズコロナ、ポストコロナに向け、必要、かつ迅速に執行されるべきものと私は考えます。中でも、今回で3度目となる地域振興クーポン券の交付につきましては、1つ矛盾を感じている点もございますが、しかし、それにも勝りまして、令和2年度が95.3%、令和3年度が95.9%の使用率があるという過去2回の実績が示しますとおり、地域経済の活性化に寄与するところは多大であり、大きく評価されるべきものと考え、私の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和4年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 4 号

日程第 9. 議案第 5 号

日程第 10. 議案第 6 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、議案第 4 号周防大島町税条例の一部を改正する専決処分の承認を求めることについてから、日程第 10、議案第 6 号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分の承認を求めることについてまでの 3 議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 4 号から議案第 6 号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 4 号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 24 号）等が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、原則として、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1 点目といたしましては、寄附金税額控除について、条文中の不要となった部分を削除するものであります。

2 点目といたしましては、固定資産税課税台帳の閲覧手数料及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、法律改正に合わせて改正するものでございます。

3 点目といたしましては、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合について、法律改正に合わせて改正するものであります。

4 点目といたしましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法律改正に合わせて改正するものであります。

5 点目といたしましては、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例について、法律改正に合わせて改めるものであります。

その他、法律、政令改正等に合わせた改正や条例の項ズレ、字句の整理等必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

8 ページ上段、条例第 34 条の 7 寄附金税額控除についてであります。条文中の不要となった部分を削除するものであります。これは、特定公益増進法人の認定を受けている旧民法法人への寄附金税額控除については、令和 4 年度以降発生する可能性がないことから、関連する部分を

削除するものでございます。

8ページ下段から9ページ中段にかけての、条例第48条法人の町民税の申告納付についてありますが、法律改正に合わせて項ズレの整理をするものでございます。

9ページ中段から下段にかけての、条例第73条の2固定資産税課税台帳の閲覧手数料及び条例第73条の3固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、法律改正に合わせて改正するものでございます。これは、地方税法382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴うもの、また、同法382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴うものでございます。

法律改正の内容について簡単に御説明をいたしますと、DV被害者等、記載されている住所が明らかにされることにより、生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等には、当該部分の記載を削除する等の措置を講じたものを閲覧または交付することができるというものでございます。

10ページ上段、附則第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、主には法律改正に合わせて項ズレの整理をするものでございますが、同ページの最下段に第17項が追加されております。これは、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税について、最初の3年度分に限り、課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額を課税標準とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずるものでございます。

11ページ上段、附則第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法律改正に合わせて改正するものでございます。これは、地方税法において、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例が拡充等されたことに伴い、規定の整備が必要となったものでございます。

なお、地方税法における拡充の内容について簡単に御説明いたしますと、適用対象住宅を平成26年4月1日以前から存していた住宅とし、工事費要件を50万円超から60万円超に引き上げる措置を講じた上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。

12ページ上段、附則第12条宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、法律改正に合わせて改正するものでございます。これは、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復、激変緩和の観点から令和4年度限りの措置として商業地等、ただし、負担水準は60%未満の土地に限るものでありますが、商業地等の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額とするものでございます。ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相

当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とするものでございます。

次に、議案第5号周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）について一部を改正する省令が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

このたびの主な改正点であります。地域再生法に基づく固定資産税の不均一課税について、規定のある地方公共団体に対する減収補填措置の適用期限の延長等があります。その他、法律、政令改正等に合わせた改正や、条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

16ページ、第1条による改正、上段の第2条、不均一課税についてであります。本措置を令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。

また、不均一課税の適用の対象が、県から特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者となっているのですが、現行ではその認定を受けて2年を経過する日までに供用開始しなければならないことになっておりますところを、3年を経過する日までに供用開始しなければならないこととするものでございます。

17ページ、第2条による改正及び18ページ、第3条による改正についてでございますが、ともに引用条項の項ズレの整理をするものでございます。

最後に、議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）等が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

21ページ上段、第2条、課税額についてであります。第2項の国民健康保険税の基礎課税

額、医療給付費分にかかる課税限度額を現行の63万円から65万円に引き上げ、第3項の後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

また、23条、国民健康保険税の減額におきましても、同様に国民健康保険税の基礎課税額、医療給付費分にかかる課税限度額を現行の63万円から65万円に引き上げ、第3項の後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

以上が、議案第4号から議案第6号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第4号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、今回の地方税法の改正について、内容は結構ですので、どういう目的というか、どういうポイントで改正されたのか。

それと、特定公益増進法人の発生可能性がないというような御説明もありましたが、これについて、どういう理由で発生可能性がないと言えるのか、その辺もあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

まず、地方税法の改正の要点につきましては、令和4年度の税制改正における基本的な方針を踏まえた上で、地方税にかかる改正を、項目を申し上げますと、固定資産税の負担調整措置及び税負担の軽減措置、もう1点は、法人事業税の改正、さらには、個人住民税の住宅ローンの控除、納税環境整備というような項目の改正となっております。

次の特定公益増進法人の発生の可能性がないことの根拠についてでございます。特定公益増進法人の認定を受けております旧民法の第34条法人への寄附金税額控除の発生は、当該民法法人から公益社団法人や公益財団法人への移行期間の関係で、通常であれば、平成26年度に課税する住民税までとなっております。

しかしながら、所得税は申告期限から5年間更正請求が可能であり、また、住民税では、所得税の更正通知の発出日から起算いたしまして2年間更正が可能でございます。

したがって、平成26年度から7年後の令和3年度までは、当該民法法人の寄附金税額控除が発生する可能性がございました。しかしながら、令和4年度以降は、当該民法法人への寄附金税額控除の発生する可能性がないことから、その関連する部分について、削除を行ったものでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 地方税法の改正については、内容というよりは、質問したのは、そのポイントは何かということで、大きな主眼としては、景気回復というのがあるんじゃないかと思うんですが、その辺も含めて、非常に税務行政の中身は分かりにくいところがある。本町のホームページには、例えば、今回の地方税法の改正がどういうものであるかというものから、今回のこの専決で、もうスタートしている税条例の改正内容がどういうものなのかというようなことは見受けられませんが、ほかの自治体では、地方税法の改正から非常に詳しく簡単に乗っているところも多い。その辺の情報で勉強しなきゃならないというのも非常に情けない話じゃあるんで、議会対応ということじゃなく、町民の方に対して、納税者の方に対して、やはり、その税の仕組みというのがどういうものかというのをもっと分かりやすく伝えていかないといけないんじゃないかと。この間の報道の件のようなこともありますし、やはりもうちょっと、せっかくホームページもあり、DX推進班もできて、デジタルを有効活用していこうと、そこまで踏み込んで考えておられるんなら、まずはその基本となる、こういった情報発信、基本的な本当、基本の基本中の情報はきちっと発信して、町民の方に知らせていくべきだと思いますが、その辺についてどういうお考えか御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、もっと町民の方に税制改正の理由とか、そういったものを周知していくべきではないかというような御質問でございました。確かに、税の法律の改正というのは、かなり難しいものでございます。今回の税、地方税の改正についても、やはり要点としてもかなりのページ数がありますので、誰が見ても分かりやすいような工夫をした周知が一番求められるんではございますが、やはり国の示した法律の改正等を踏まえた上で、本町なりの対応を考えていかないといけないかなというふうには思っております。

先ほどの田中議員から、ちょっと私、要点で項目だけを申し上げたんですが、その背景となるものについてはかなり長いことが記載されておりますけれど、その分をちょっと説明をさせてもらったほうがいいですかね。（発言する者あり）いいですか。

町としても、やはり分かりやすいような工夫をした情報発信に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ。認定から供用開始までの期間を2年から3年に延長されていますけれど、これはどういった理由で2年から3年になるのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第5号の認定から供用開始までの期間を延長する理由といたしましては、このコロナ禍におけるビジネス環境や企業の動向等の変化等を踏まえて、適用要件の緩和等を拡充して2年というふうな措置になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

修正があった。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほどの答弁の中に、私、延長2年と言いましたが、延長3年でございました。どうも失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） 全部の質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号周防大島町税条例の一部を改正する専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第11. 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（荒川 政義君） 日程第11、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、学校給食センターの再編に関する事項について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。総務文教常任委員長の申出のとおり、申出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長の申出のとおり、申出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和4年第2回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 竹田 茂伸

署名議員 山根 耕治